

一宮斎場整備運営事業
事業契約書

- 1 事業名 一宮斎場整備運営事業
- 2 事業目的 上記事業の遂行（業務の概要は約款第6条に定めるとおり）
- 3 事業場所 一宮市奥町字六丁山24番地
- 4 事業期間 自契約成立日 至平成38年3月31日
ただし、約款の定めるところに従って短縮される場合がある。
- 5 契約金額 金_____円（うち消費税及び地方消費税金_____円）
ただし、約款の定めるところに従って金額の改定又は減額がなされた場合には、当該改定又は減額がなされた金額とする。
- 6 契約保証金 約款第9条の規定による。
- 7 契約条件 約款のとおり

上記の事業契約について、下記の発注者と受注者は、各々対等な立場における合意に基づいて、一宮市契約規則（昭和50年一宮市規則第16号）及び約款の定めるところに従い、上記のとおり公正に契約し、信義に従って誠実にこれを履行することを誓約する。なお、本契約は、本契約が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第9条に基づく一宮市議会の議決を取得したことを確認し、締結する。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成21年____月____日

発注者： 一宮市本町2丁目5番6号
一宮市
代表者 一宮市長 谷 一 夫 印

受注者：

印

一宮斎場整備運営事業
事業契約約款

目次

第 1 章	用語の定義	1
第 1 条	(定義)	1
第 2 章	総則	4
第 2 条	(目的及び解釈)	4
第 3 条	(公共性及び民間事業の趣旨の尊重)	5
第 4 条	(事業日程)	5
第 5 条	(事業場所)	5
第 6 条	(本事業の概要)	5
第 7 条	(事業者の資金調達)	7
第 8 条	(許認可及び届出等)	7
第 9 条	(契約保証金の免除)	7
第 3 章	設計	8
第 10 条	(設計業務)	8
第 11 条	(第三者による実施)	8
第 12 条	(基本設計の完了)	8
第 13 条	(実施設計の完了)	9
第 14 条	(設計の変更)	9
第 4 章	本件工事	10
第 15 条	(事前調査)	11
第 16 条	(本件工事に伴う近隣対策)	11
第 17 条	(本件工事期間中の保険)	12
第 18 条	(本件工事の施工)	12
第 19 条	(第三者による施工)	12
第 20 条	(事業者の施工責任)	12
第 21 条	(工事施工計画)	13
第 22 条	(工事施工報告)	13
第 23 条	(備品等の搬入)	13
第 24 条	(工事監理)	13
第 25 条	(第三者による実施)	14
第 26 条	(解体・撤去及び跡地整備)	14
第 27 条	(中間確認及び建設現場立会い等)	14
第 28 条	(事業者による完工検査等)	15

第 29 条	(火葬炉の性能試験)	15
第 30 条	(法令による完成検査等)	16
第 31 条	(市による完工確認)	16
第 32 条	(施設供用業務の遂行体制整備)	17
第 33 条	(施設供用業務仕様書の提出)	17
第 34 条	(施設整備業務完了手続)	17
第 35 条	(工事の一時停止)	18
第 36 条	(工期の変更)	18
第 37 条	(工期変更の場合の費用負担)	19
第 38 条	(第三者に対する損害)	19
第 39 条	(本施設への損害)	19
第 40 条	(本施設の引渡し)	20
第 41 条	(運営開始の遅延)	20
第 42 条	(瑕疵担保責任)	21
第 5 章	稼働準備	21
第 43 条	(稼働準備)	21
第 6 章	施設供用業務	22
第 44 条	(本施設の施設供用業務)	22
第 45 条	(費用負担)	22
第 46 条	(第三者による実施)	22
第 47 条	(施設供用業務の遂行計画)	23
第 48 条	(施設供用業務の遂行体制)	23
第 49 条	(情報管理)	24
第 50 条	(本施設の修繕・更新)	24
第 51 条	(非常時又は緊急時の対応等)	24
第 52 条	(施設供用業務の報告)	25
第 53 条	(モニタリングの実施)	25
第 54 条	(損害の発生)	26
第 7 章	サービス購入料の支払	26
第 55 条	(サービス購入料の支払)	26
第 56 条	(サービス購入料の改定)	27
第 57 条	(サービス購入料の減額)	27
第 8 章	契約の終了	27
第 58 条	(契約期間)	27
第 59 条	(市の事由による解除)	27
第 60 条	(事業者の債務不履行等による解除)	27

第 61 条	(市の債務不履行による解除等)	28
第 62 条	(法令の変更及び不可抗力)	28
第 63 条	(特別措置等によるサービス購入料の減額)	29
第 64 条	(引渡日前の解除の効力)	29
第 65 条	(引渡日後の解除の効力)	31
第 66 条	(損害賠償)	32
第 67 条	(保全義務)	32
第 68 条	(関係書類の引渡し等)	32
第 69 条	(所有権の移転)	32
第 9 章	雑則	33
第 70 条	(公租公課の負担)	33
第 71 条	(運営協議義務)	33
第 72 条	(金融機関等との協議)	33
第 73 条	(財務書類の提出)	33
第 74 条	(秘密保持)	33
第 75 条	(著作権等)	33
第 76 条	(著作権の侵害防止)	34
第 77 条	(産業財産権)	34
第 78 条	(株式等の発行制限)	34
第 79 条	(権利等の譲渡制限)	34
第 80 条	(事業者の兼業禁止)	34
第 81 条	(遅延利息)	35
第 82 条	(要求水準書の変更)	35
第 83 条	(管轄裁判所)	35
第 84 条	(疑義に関する協議)	35
第 85 条	(その他)	35

別紙一覧

別紙 1	事業日程	37
別紙 2	本事業用地	38
別紙 3	設計業務着手時提出書類	40
別紙 4	設計図書	41
別紙 5	着工時の提出書類	42
別紙 6	完工時の提出図書	43
別紙 7	事業者等が付保する保険	44
別紙 8	不可抗力による損害、損失及び費用の負担割合	46
別紙 9	保証書の様式	47
別紙 10	業務報告書の構成及び内容	49
別紙 11	サービス購入料の金額と支払いスケジュール	50
別紙 12	サービス購入料の減額の基準と方法	52

前 文

一宮市（以下「市」という。）における既存の斎場施設は、昭和 38 年に設置して以来 45 余年が経過して、施設の老朽化が進んでいる。一方、平成 17 年 4 月に、一宮市、尾西市、木曾川町が合併し、火葬件数の増加に伴い利用ニーズの十分な対応が困難となりつつある。このため、市は、今後の急激な高齢化に伴う火葬需要の増加に対応するものとして建替えによる新しい施設を整備することとした。

市は、当該施設を整備事業を進めるに当たっては、財政支出の削減及び財政運営の効率化を図っていくことも重要な課題であることから、民間活力によるサービス水準の向上並びに財政支出の削減及び平準化を目指すべく、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）に基づき、平成 20 年 9 月 16 日に、一宮斎場整備運営事業（以下「本事業」という。）を PFI 法が定める「特定事業」として選定した。

市は、本事業に関し、実施方針に基づき公表した「一宮斎場整備運営事業 募集要項」（その後の修正並びにこれに関する質問に対する回答として公表された回答結果を含む。以下「本募集要項」という。）に基づき、公募型プロポーザル方式で民間事業者の募集を実施し、最も優れた提案を行った_____グループ（以下「本応募者グループ」という。）を優先交渉権者として選定した。

本応募者グループは、市との間において平成 21 年____月____日付け基本協定書（以下「基本協定」という。）を締結し、基本協定の定めるところに従って、本事業遂行のための特別目的会社たる_____（以下「事業者」という。）を設立した。

市及び事業者は、上記基本協定書第 6 条第 1 項の定めるところに従い、本事業の実施に関して、以下のとおり合意する。

第 1 章 用語の定義

第 1 条 （定義）

本契約において使用する用語の定義は、本文中に特に定義されているものを除き、次のとおりとする。

- (1) 「維持管理業務」とは、本施設の全部又は一部の性能、効用等の現状を維持し、その機能が十分発揮されるようにするための関連業務をいい、第 6 条第 1 項第 2 号所定の業務及びその他の要求水準書において維持管理業務の内容として要求された業務又はこれらを上回るサービスとして事業者提案によって本応募者グループから提案された業務並びにこれらの付随関連業務を含むものとする。なお、「維持管理」とは、当該業務を行うことをいう。
- (2) 「維持管理期間」とは、引渡日の翌日から本事業期間満了日までをいう。
- (3) 「維持管理企業」とは、_____をいう。

- (4) 「運營業務」とは、本施設の全部又は一部をその機能を發揮して供用することの関連業務をいい、第 6 条第 1 項第 3 号所定の業務及びその他の要求水準書において運營業務の内容として要求された業務又はこれらを上回るサービスとして事業者提案によって本応募者グループから提案された業務並びにこれらの付随関連業務を含むものとする。なお、「運営」とは、当該業務を行うことをいう。
- (5) 「運営企業」とは、_____をいう。
- (6) 「運営期間」とは、供用開始日から本事業期間満了日までをいう。
- (7) 「解体・撤去」とは、既存施設が占める部分を含めて事業用地の所定の場所を本施設の駐車場他を整備するのに適した状態にするために既存施設を解体し、建材等を撤去することの関連業務をいい、次の各号所定の業務を含むものとする。
- (8) 「解体業務」とは、既存施設を解体・撤去することの関連業務をいい、第 6 条第 1 項第 4 号所定の業務及びその他の要求水準書において解体業務の内容として要求された業務又はこれらを上回るサービスとして事業者提案によって本応募者グループから提案された業務並びにこれらの付随関連業務を含むものとする。
- (9) 「火葬炉」とは、本施設のうち、募集要項等において「火葬炉」として整備対象とされた施設並びにそれらの附帯設備又はこれらに相当する本件工事により整備された施設及び附帯設備をいう。
- (10) 「完工図書」とは、第 30 条第 4 項の定めるところに従って市に提出された書類及び図面（その後の変更を含む。）をいう。
- (11) 「既存施設」とは、本契約の締結日現在において本事業用地に存在する施設及びその付帯設備をいい、その概要が別紙 2（本事業用地）第 2 項に記載される。
- (12) 「供用開始予定日」とは、本施設のサービスの提供が開始されることが予定された日をいい、別紙 1（事業日程）のとおりに予定する。
- (13) 「供用開始日」とは、本施設のサービスの提供が開始された日をいう。
- (14) 「建設企業」とは、_____をいう。
- (15) 「施設整備業務」とは、本施設を整備することの関連業務をいい、第 6 条第 1 項第 1 号所定の業務及びその他の要求水準書において業務の内容として要求された業務又はこれらを上回るサービスとして事業者提案によって本応募者グループから提案された業務並びにこれらの付随関連業務を含むものとする。なお、「建設」とは、当該業務を行うことをいう。
- (16) 「建基法」とは、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）をいう。
- (17) 「個人情報」とは、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条第 1 項に定義された意味とする。
- (18) 「サービス購入料」とは、市が、サービス購入料債権に係る債務の弁済として、事業者に対して支払う金銭をいう。
- (19) 「サービス購入料債権」とは、本事業に係る対価を請求する権利として、本契約に基づき、事業者が市に対して有する一体不可分の債権をいう。
- (20) 「事業者提案」とは、本応募者グループ又は事業者が本事業の応募手続において市

に提出した提案書類、市からの質問に対する回答及び本契約締結までに提出したその他一切の提案をいう。

- (21) 「事業スケジュール」とは、第 4 条の定めるところに従い、別紙 1（事業日程）記載の日程に従って行われるべき本事業の業務遂行スケジュールをいう。
- (22) 「事業年度」とは、各暦年の 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日に終了する 1 年間をいう。ただし、初年度は本契約について PFI 法第 9 条の規定に基づき、議会の議決が得られた日又は市と事業者が合意により変更した日から最初に到来する 3 月 31 日までの期間をいう。
- (23) 「施設供用業務」とは、維持管理業務及び運営業務の総称又はそのいずれかをいう。
- (24) 「生活環境影響」とは、騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶、大気汚染（粉塵発生を含む。）、水質汚染、悪臭、電波障害（地上波デジタル放送電波を含む。）、交通渋滞等その他の本事業が近隣住民の生活環境に与える影響をいう。
- (25) 「整備期間」とは、本契約成立日から引渡日までをいう。
- (26) 「設計企業」とは、_____をいう。
- (27) 「設計業務」とは、施設整備業務のうち、本施設を設計することの関連業務をいい、第 6 条第 1 項第 1 号イ所定の業務及びその他の要求水準書において業務の内容として要求された業務又はこれらを上回るサービスとして事業者提案によって本応募者グループから提案された業務並びにこれらの付随関連業務を含むものとする。なお、「建設」とは、当該業務を行うことをいう。
- (28) 「設計図書」とは、第 12 条及び第 13 条の定めるところに従って市の確認が得られた書類並びに図面その他の設計に関する図書（第 14 条の定めるところに従って変更された場合には、当該変更された設計図書）をいう。
- (29) 「地自法」とは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）をいう。
- (30) 「引渡日」とは、第 40 条の定めるところに従って本施設の所有権が移転された日をいう。
- (31) 「引渡予定日」とは、本施設の所有権を市に移転することを予定する日をいい、別紙 1（事業日程）のとおりに予定する。
- (32) 「不可抗力」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、落雷、地滑り、落盤、火災、有毒ガスの発生、騒乱、暴動、戦争、テロその他市及び事業者の責に帰すことのできない自然的又は人為的な事象であって、取引上又は社会通念上要求される一切の注意や予防措置を講じても、損害を防止できないものをいい、本施設に直接物理的な影響がなくとも、落雷等を原因とする送電線の破断による送電の停止などの間接的事由も含むものとする。疑義を避けるため、「不可抗力」とは、本契約の締結後に発生する事象に限られ、本契約の締結時に存在する土地の瑕疵及び埋蔵物の存在は含まれないことを確認する。
- (33) 「法令」とは、本事業又は事業者に適用がある法律・命令・条例・政令・省令・規則、若しくは行政処分・通達・行政指導・ガイドライン、又は裁判所の判決・決定・命令・仲裁判断、若しくはその他公的機関の定める一切の規定・判断・措置等をいう。

- (34) 「募集要項等」とは、本事業に係る募集要項書、要求水準書、事業者選定基準、様式集、及びこれらの公告後に当該資料に関して受け付けられた質問に対する市の回答（その後の修正を含む。）の総称をいう。
- (35) 「本件工事」とは、設計図書に従った本施設の建設、外構等の整備、機器・器具及び什器備品の設置、火葬炉の設置その他の施設整備業務並びに既存施設の解体・撤去その他の解体業務に係る工事をいう。
- (36) 「本件工事期間」とは、本件工事の着工日から引渡日までをいう。
- (37) 「本事業期間」とは、本契約成立日から本契約の終了する日までをいう。
- (38) 「本事業用地」とは、本事業が実施される土地をいい、その概要が別紙 2（本事業用地）第 1 項に記載される。
- (39) 「本施設」とは、一宮斎場及びその他の募集要項等において整備対象とされた施設並びにそれらの附帯設備又はこれらに相当する本件工事により整備された施設及び附帯設備をいう。
- (40) 「埋蔵物」とは、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 2 条第 1 項第 4 号所定の「記念物」として同法に従って保護を受ける「文化財」に該当する貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で学術上価値の高いものをいう。
- (41) 「要求水準書」とは、募集要項の附属資料の一部であり、本事業の業務範囲の実施について、市が事業者に要求する業務水準を示す図書をいう。

第 2 章 総則

第 2 条 （目的及び解釈）

- 1 本契約は、市及び事業者が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な一切の事項を定めることを目的とする。
- 2 事業者は、法令のほか、本契約、募集要項等及び事業者提案に従って本事業を遂行するものとし、本契約、募集要項等及び事業者提案の間に齟齬がある場合、本契約、募集要項等、事業者提案の順にその解釈が優先するものとし、本契約、募集要項等又は事業者提案の各書類を構成する書類間において齟齬がある場合には、作成又は締結の日付が後のものが優先するものとする。ただし、事業者提案が要求水準書に示された水準をより厳格な又は望ましい水準を規定している場合は、事業者提案が要求水準書に優先するものとする。
- 3 本契約における各条項の見出しは参照の便宜のためであり、本契約及び本契約の解釈に影響を与えるものでない。

第3条 (公共性及び民間事業の趣旨の尊重)

- 1 事業者は、本事業が公共施設の整備事業としての公共性を有することを十分理解し、本事業の実施に当たっては、その趣旨を尊重するものとする。
- 2 事業者は、市の求めるところに応じて、本事業に係る市の監査に対し、必要な書類その他の資料の作成その他の協力を行うものとする。
- 3 市は、本事業が民間事業者によって実施されることを十分理解し、その趣旨を尊重するものとする。

第4条 (事業日程)

本事業は、別紙1(事業日程)に記載される日程に従って実施されるものとする。

第5条 (事業場所)

- 1 市は、本事業用地を、事業者による本施設の施設整備に当たって使用する目的で、当該目的の限度で、整備期間中、事業者に対し無償で貸し付ける。事業者は、整備期間中、本事業の遂行のために必要な範囲内で、本事業用地に立ち入り、測定その他の調査を行い、掘削その他の必要な行為を行うほか、本事業用地を利用することができる。
- 2 整備期間の初日において、本事業用地は、市から事業者に対して原状有姿で貸し渡されたものとみなされるものとし、第40条の定めるところに従ってなされる本施設の引渡しと同時に、事業者から市に対して返還されたものとみなされるものとする。ただし、本施設の引渡しの完了以前に、事由の如何を問わず、本契約が終了した場合又は事業者が本事業を廃止若しくは放棄した場合には、市の事業者に対する本事業用地の無償貸付けは、本契約の解除日又は事業者が本事業を廃止若しくは放棄した日をもって終了するものとする。
- 3 事業者は、本事業用地につき、善良なる管理者の注意をもって管理を行うものとする。
- 4 事業者は、本契約で認められた用途以外の目的で本事業用地を使用することはできないものとし、また、第三者に対し、第1項に基づく本事業用地の使用権を譲渡し、又は本事業用地を転貸しないものとする。
- 5 整備期間において、事業者に帰すべき事由によらず本事業用地の埋蔵物又は地盤沈下(募集要項等及び本事業用地の現場確認の機会から客観的かつ合理的に推測できないものに限る。)に起因する損害、損失又は費用が生じた場合には、市が当該損害、損失及び費用を負担する。ただし、第15条の定めるところに従って市が増加費用を負担して対策が講じられている場合は、この限りでない。
- 6 事業者は、第1項に基づく事業者の本事業用地の使用権並びに第40条の定めるところに従ってなされる引渡し前の本施設につき、担保権の設定その他の処分行為を行わないものとする。

第6条 (本事業の概要)

- 1 本事業は、次の各号所定の業務その他これらに付随し、関連する一切の業務により構

成されるものとする。なお、本施設の大規模修繕は本事業に含まれないものとする。

- (1) 施設整備業務
 - ア 事前調査業務
 - イ 設計業務
 - ウ 建設業務
 - エ 備品等整備業務
 - オ 工事監理業務
 - カ 仮設待合室等設置業務
 - キ 環境保全対策業務
 - ク 所有権移転業務
 - ケ 各種申請等業務
 - コ 稼動準備業務
- (2) 維持管理業務
 - ア 建築物保守管理業務
 - イ 建築設備保守管理業務
 - ウ 清掃業務
 - エ 植栽・外構・緩衝緑地維持管理業務
 - オ 警備業務
 - カ 環境衛生管理業務
 - キ 火葬炉保守管理業務
 - ク 備品等管理業務
 - ケ 残骨灰及び集じん灰の管理及び処理業務
- (3) 運營業務
 - ア 予約受付業務
 - イ 利用者受付業務
 - ウ 告別業務
 - エ 炉前業務
 - オ 収骨業務
 - カ 火葬炉運転業務
 - キ 火葬業務（汚物・動物含む）
 - ク 待合室提供業務
 - ケ 自動販売機設置業務
 - コ 料金徴収代行業務
 - サ その他運営上必要な業務
- (4) 既存施設の解体業務
 - ア 既存施設の解体業務
 - イ 廃棄物の処分業務
 - ウ 跡地整備業務